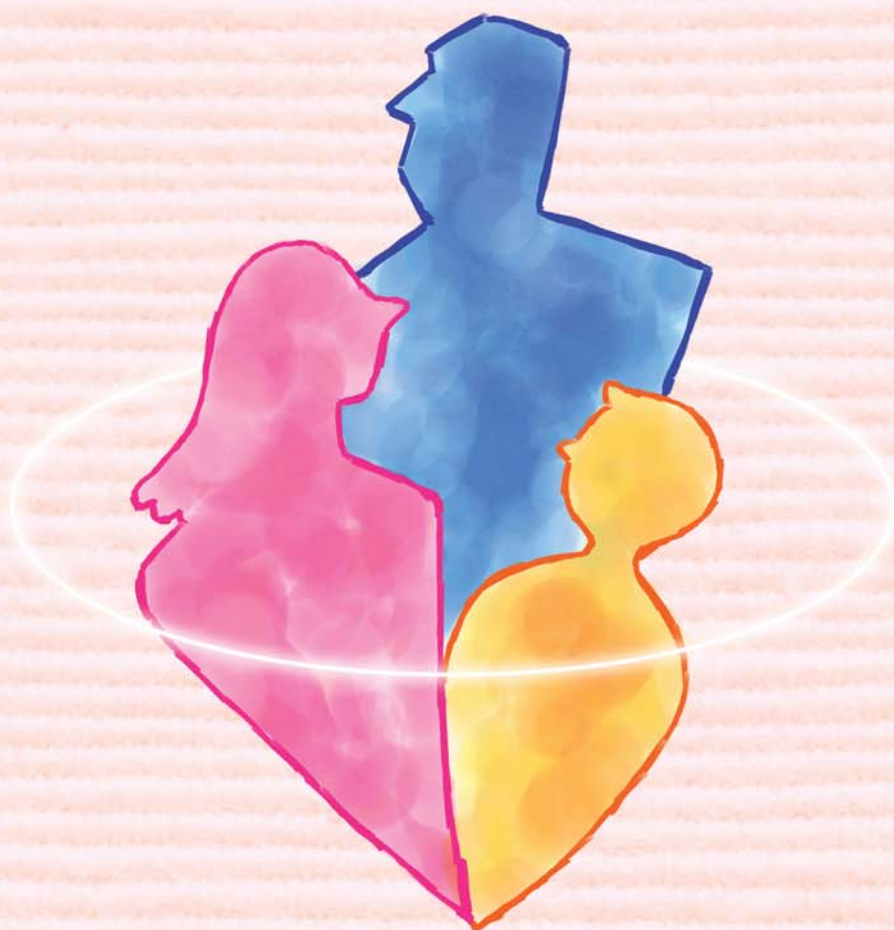


2011年9月版

石綿<アスベスト>健康被害

# [救済給付のしくみ]



このパンフレットは、石綿<アスベスト>による健康被害を受けられた方々に  
対する救済制度の手続きや給付の内容についてまとめたものです。

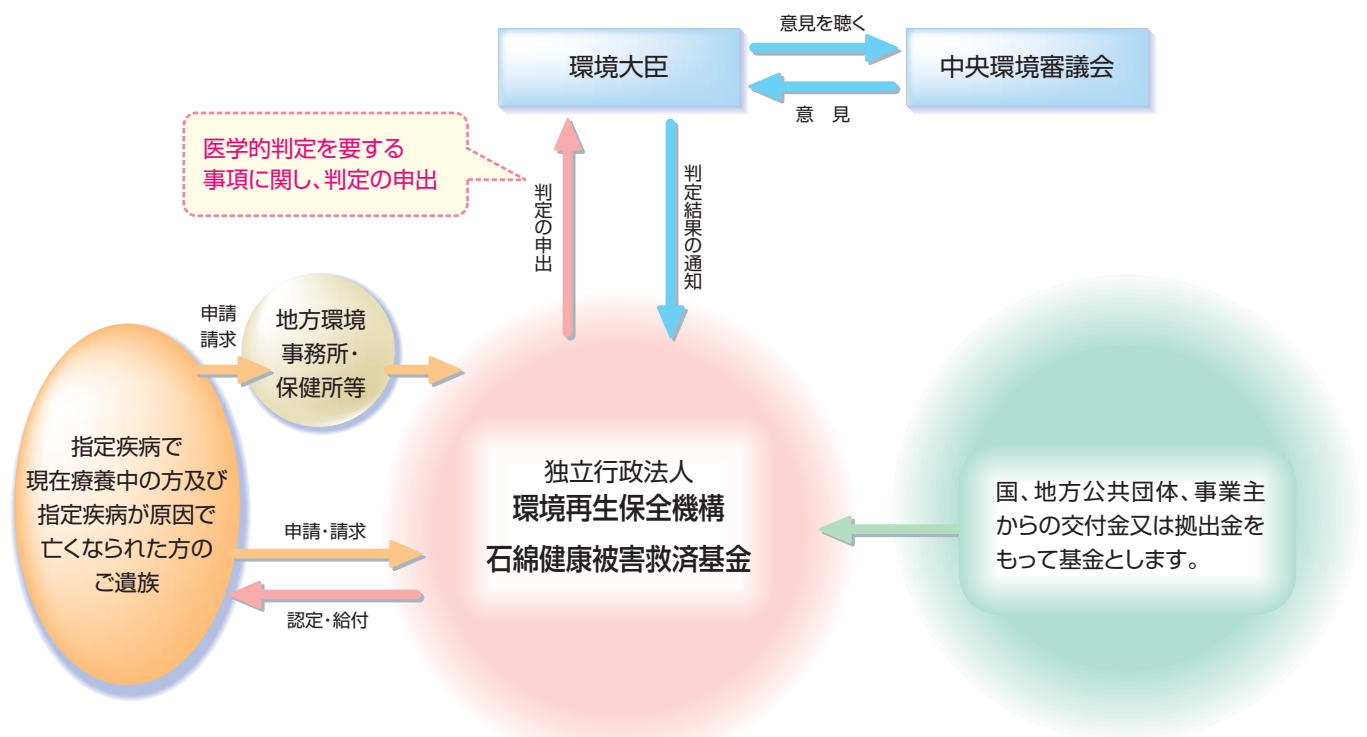


独立行政法人 環境再生保全機構

石綿健康被害救済制度は、アスベスト（石綿）による健康被害を受けられた方及びそのご遺族で、労災補償の対象とならない方に対して、救済給付の支給を行う制度です。

この制度の対象となる病気（指定疾病）は、アスベストによる①中皮腫（がんの一種）、②肺がん、③著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、④著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚です。現在これらの病気にかかられている方及びこれらの病気が原因で亡くなられた方のご遺族が認定の申請や給付の請求をすることができます。

この制度に必要な費用は、国からの交付金、地方公共団体からの拠出金、事業者からの拠出金によってまかなわれています。



### <労災関係>

職業上、アスベストにさらされていた労働者にアスベストによる健康被害が生じた場合、それが業務上のものと認められると、労災保険から保険給付を受けることができます。

また、労働者又は特別加入者のご遺族で、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」が支給されます。

これらの給付については、最寄の労働基準監督署に相談のうえ、請求手続きを行ってください。

全国労働基準監督署所在地 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

それ以外の公務災害等補償の場合はお勤め先だった職場へお問い合わせ下さい。

旧国鉄職員の災害補償の場合は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国鉄清算事業本部 (TEL 045-222-9567、<http://www.jrtt.go.jp/O2Business/Settlement/settle-asbesto.html>) へお問い合わせ下さい。

## 2

## 指定疾病と救済給付の種類

指定疾病は、アスベストを吸入することにより発症した①中皮腫、②肺がん（気管支又は肺の悪性新生物）、③著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、④著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚です。救済給付の種類は以下のとおりです。

### <指定疾病>

アスベストによる  
①中皮腫、②肺がん、  
③著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、  
④著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚

### <救済給付の種類>

①医療費(本人が請求)・・・自己負担分  
②療養手当(本人が請求)・・・103,870円/月  
③葬祭料(葬祭を行う方が請求)・・・199,000円  
④救済給付調整金(生計が同一であったご遺族が請求)・・・P6参照  
⑤特別遺族弔慰金(生計が同一であったご遺族が請求)・2,800,000円  
⑥特別葬祭料(生計が同一であったご遺族が請求)・・・199,000円

## 3

## アスベストによる健康被害者本人による申請・請求

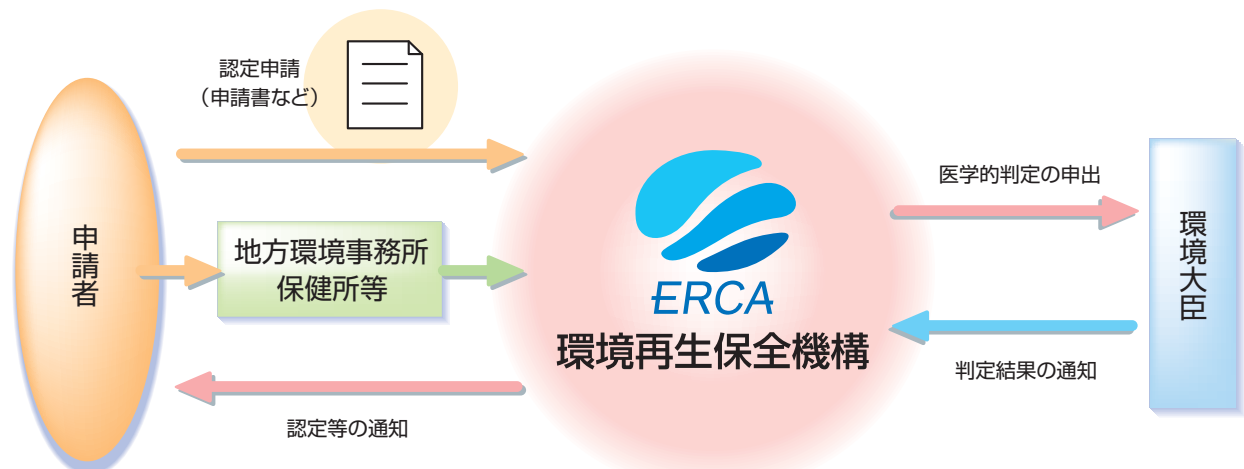
### 3・1 認定申請について

救済給付を受けるには、日本国内においてアスベストを吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を独立行政法人環境再生保全機構（以下、「機構」といいます。）から受ける必要があります。

認定申請書に添付書類を添えて、機構に直接または郵送で申請してください。環境省地方環境事務所や保健所等を通じて提出することもできます。

提出された書類について機構で確認し、医学的判断を要する事項については環境大臣に判定の申出をします。機構はその判定結果に基づいて、認定の可否を決定し、認定された方に対して救済給付を支給します。

### <認定申請の流れ>



### <必要な書類>

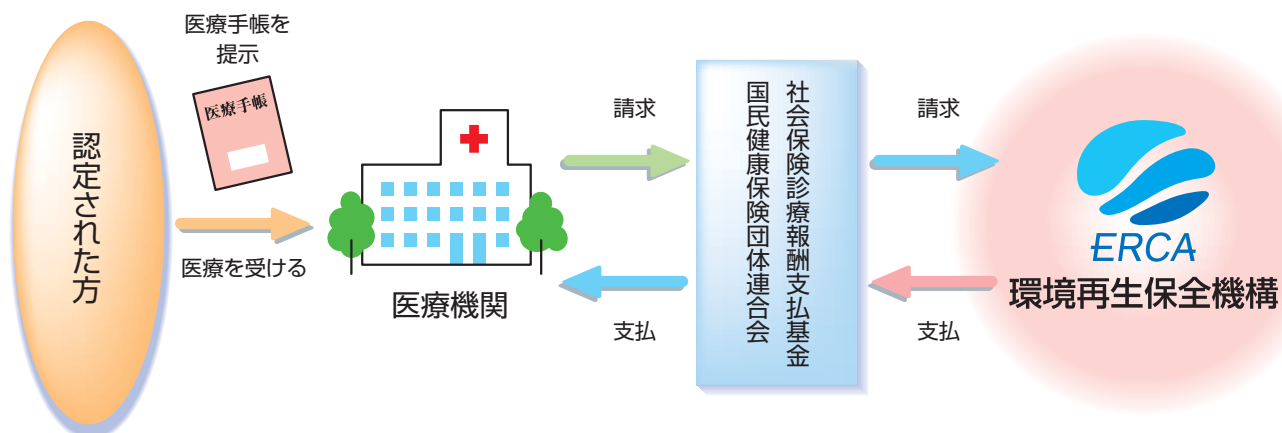
- 認定申請書
- 申請者の戸籍の抄本、戸籍記載事項証明書、住民票の写しなど
- 指定疾病にかかっていることを証明できる資料（医師の診断書、診断の根拠となった病理組織診断書や細胞診報告書、単純エックス線画像、CT画像、胸部単純エックス線画像、胸部CT画像など）
- 肺がんの場合、それがアスベストが原因であることを証明する資料（診断の根拠となる胸部単純エックス線画像、胸部CT画像、石綿小体／石綿繊維計測結果報告書など）
- 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚の場合、石綿のばく露に関する申告書及び石綿ばく露が確認できる資料

## 3・2 医療費（自己負担分）の支給・請求について

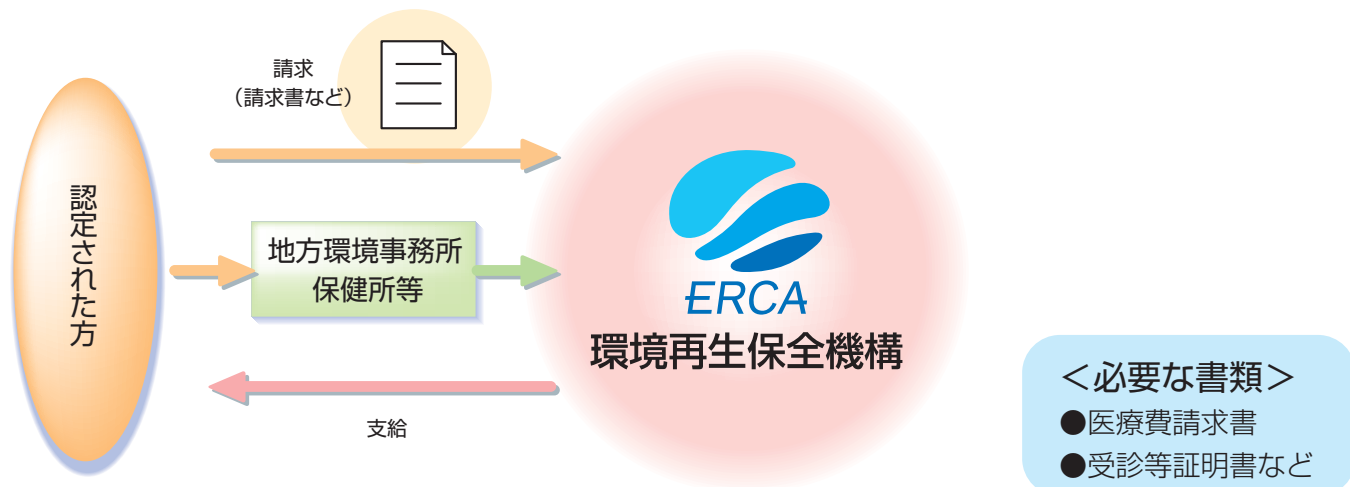
認定された方には「石綿健康被害医療手帳」が交付されます。認定された方は保険医療機関等において医療を受ける際、この医療手帳を提示することにより、医療費の自己負担分の支払いが免除されます。

療養を開始した日（認定された指定疾病について初めて診察、薬剤の投与等の医療療養を受けた日をいいます。なお、その日が認定の申請のあった日の3年前の日前の場合は、認定の申請のあった日の3年前の日です。以下、「基準日」といいます。）から医療手帳の交付までの間に保険医療機関等において認定疾病の治療等で支払った医療費の自己負担分については、医療費請求書に受診等証明書を添えて機構まで請求してください。

### <医療費支給の流れ>



## <医療手帳が交付されるまでの間の医療費請求・支払の流れ>

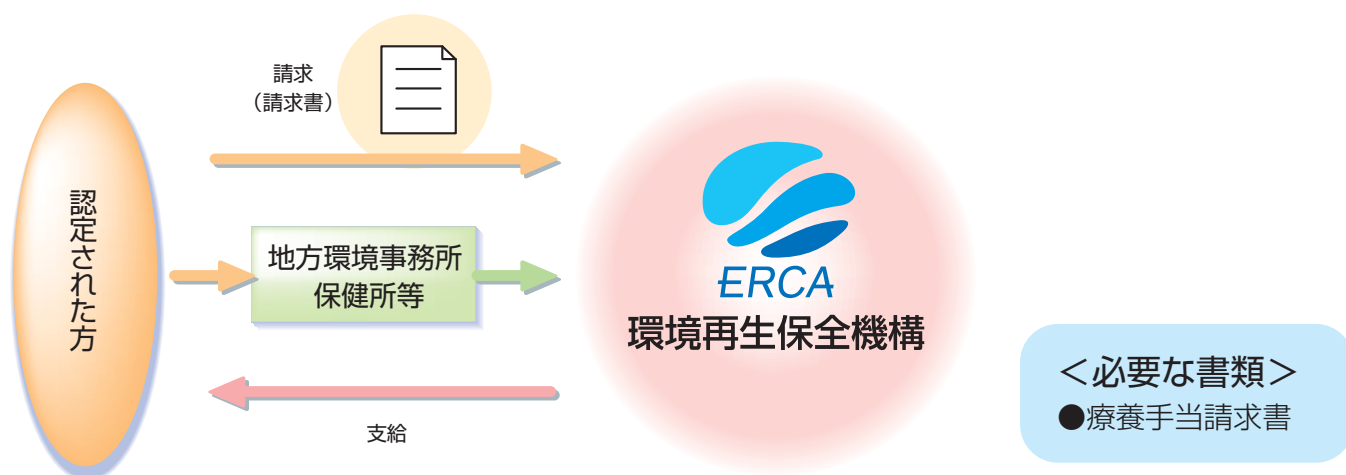


### 3・3 療養手当の請求について

認定された方には、医療費以外に「療養手当」が定額支給されます。認定された指定疾病について療養が始まった日（基準日）の属する月の翌月分から2ヶ月に1回、あわせて2か月分が支給されます。

療養手当の請求書は、認定の申請を行うときに、認定申請書とあわせて提出するようにしてください。

## <療養手当請求・支給の流れ>



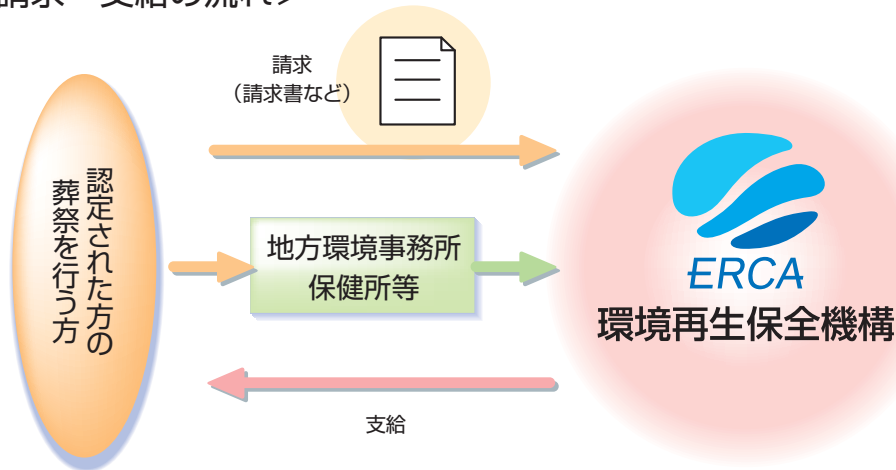
## 4

# 認定された方の葬祭を行う方による請求

## 葬祭料の請求について

認定された方が指定疾病が原因で亡くなられた時、認定された方の葬祭を行う方は「葬祭料」を請求することができます。

### <葬祭料請求・支給の流れ>



### <必要な書類>

- 葬祭料請求書
- 認定された方が死亡したこと、死亡年月日、指定疾病により死亡したことを証明する書類
- 認定された方の葬祭を行う方であることを証明する書類など

## 5

# 認定された方が指定疾病が原因で亡くなられた場合のご遺族による請求

## 救済給付調整金の請求について

認定された方が指定疾病が原因で死亡した場合で、被認定者やそのご遺族にすでに支給された医療費および療養手当の額の合計額が、280万円（特別遺族弔慰金の額）に満たないとき、そのご遺族はその差額分を救済給付調整金として請求することができます。

### <必要な書類>

- 救済給付調整金請求書
- 認定された方が死亡したこと、死亡年月日、認定疾病により死亡したことを証明する書類など
- 請求される方と認定された方の身分関係を証明する戸籍謄本又は戸籍抄本
- 請求される方と認定された方が、死亡の当時、その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類（消除者を含む世帯全員の住民票や戸籍の附票の写しなど）

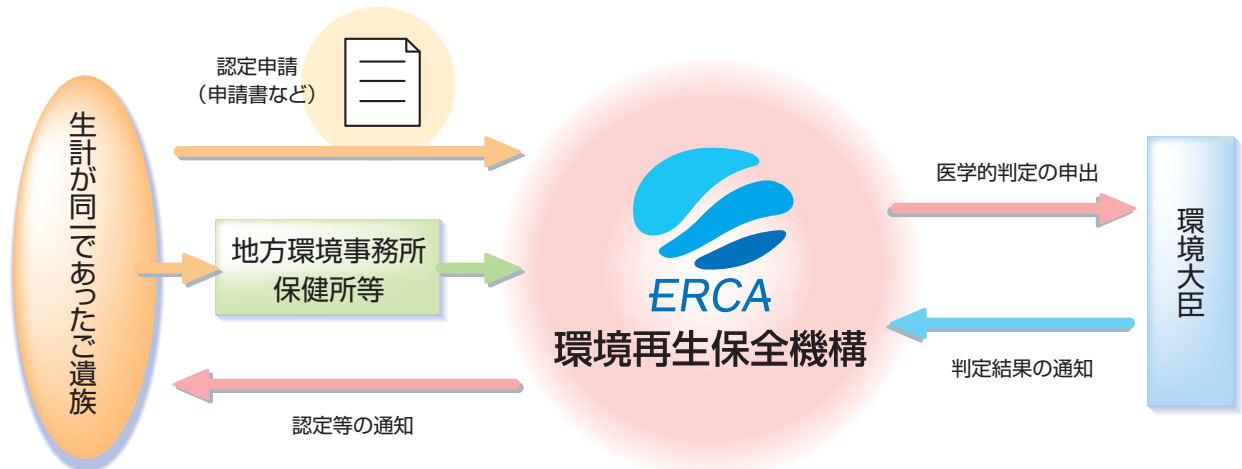
## (中皮腫および肺癌について) 平成18年3月27日(石綿健康被害救済法施行日) 前に指定疾病が原因で亡くなられた方(施行前死亡者)のご遺族による請求

### 施行前死亡者についての特別遺族弔慰金・特別葬祭料

日本国内においてアスベストを吸入することにより中皮腫・肺癌にかかり、その疾病が原因で平成18年3月27日(石綿健康被害救済法の施行日)前に亡くなられた方のご遺族は、「特別遺族弔慰金」と「特別葬祭料」の請求をすることができます。

請求できる期間は、平成34年3月27日まで(法施行日から16年)となっています。

#### <特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求・支給の流れ>



#### <必要な書類>

- 特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求書(施行前死亡者用)
- 市区町村長に提出した死亡診断書、死体検案書を機構が確認することの同意書または指定疾病により死亡したことを証明することができる診療録の写し
- 肺癌の場合、それがアスベストが原因によるものであることを証明する資料(医師の診断書、診断の根拠となる胸部単純エックス線画像、胸部CT画像、石綿小体/石綿繊維計測結果報告書など)
- 請求される方と指定疾病で死亡した方の身分関係を証明する戸籍謄本または戸籍抄本など
- 請求される方と指定疾病で亡くなられた方が、死亡の当時、その者と生計を同じくしていたこと

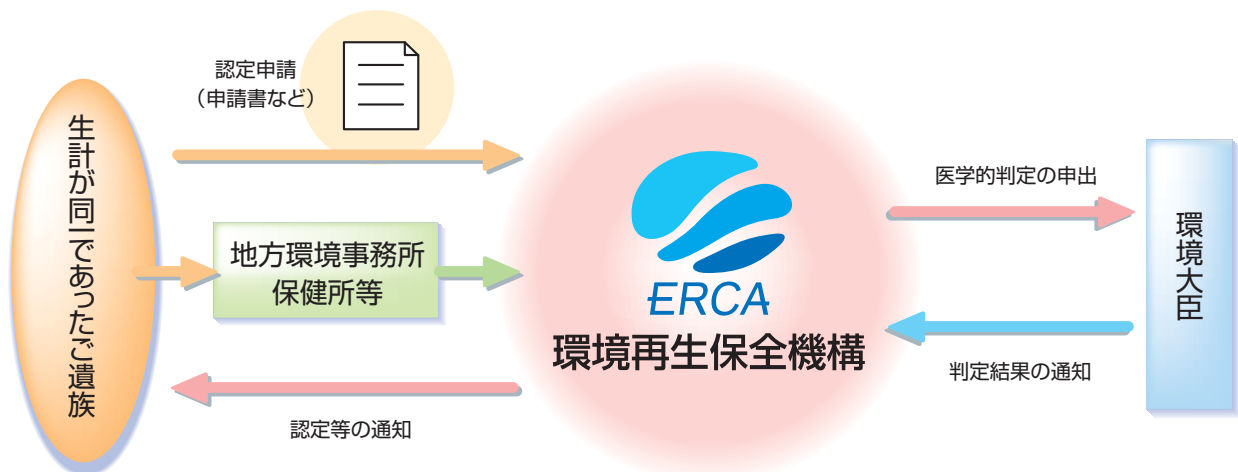
## (中皮腫および肺癌について) 平成18年3月27日(石綿健康被害救済法施行日) 以後に認定の申請をしないまま指定疾病が原因で亡 くなられた方(未申請死亡者)のご遺族による請求

### 未申請死亡者についての特別遺族弔慰金・特別葬祭料

日本国内においてアスベストを吸入することにより中皮腫・肺癌にかかり、平成18年3月27日(石綿健康被害救済法の施行日)以後に、認定の申請をしないままその疾病が原因で亡くなられた方のご遺族は、「特別遺族弔慰金」と「特別葬祭料」の請求をすることができます。

請求できる期間は、指定疾病が原因で亡くなられてから15年です。ただし、平成20年12月1日(改正法施行日)前までに亡くなられた方は、平成35年12月1日まで(改正法施行日から15年)請求を行うことができます。

#### <特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求・支給の流れ>



#### <必要な書類>

- 特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求書(未申請死亡者用)
- 亡くなられた方の死亡の事実、死亡年月日、指定疾病により死亡したことを証明する書類(死亡診断書の写しなど)
- 指定疾病にかかっていたことを証明できる資料(医師の診断書、診断の根拠となった病理組織診断書や細胞診報告書、単純エックス線画像、CT画像など)
- 肺癌の場合、それがアスベストが原因であることを証明する資料(診断の根拠となる胸部単純エックス線画像、胸部CT画像、石綿小体/石綿繊維計測結果報告書など)
- 請求される方と亡くなられた方の身分関係を証明する戸籍謄本または戸籍抄本など
- 請求される方と指定疾病で亡くなられた方が、死亡の当時、その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類(消除者を含む世帯全員の住民票や戸籍の附票の写しなど)



## 8

# （著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚について） 平成22年7月1日（改正政令施行日）前に指定疾病が原因で亡くなられた方（施行前死亡者）のご遺族による請求

## 施行前死亡者についての特別遺族弔慰金・特別葬祭料

日本国内においてアスベストを吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺・著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかり、その疾病が原因で平成22年7月1日（改正政令の施行日）前に亡くなられた方のご遺族は、「特別遺族弔慰金」と「特別葬祭料」の請求をすることができます。

請求できる期間は、平成38年7月1日まで（改正政令施行日から16年）となっています。

※ <特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求・支給の流れ>をご覧ください。

### <必要な書類>

- 特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求書（施行前死亡者用）
- 市区町村長に提出した死亡診断書、死体検案書を機構が確認することの同意書または指定疾病により死亡したことを証明することができる診療録の写し
- 請求される方と指定疾病で死亡した方の身分関係を証明する戸籍謄本または戸籍抄本など
- 請求される方と指定疾病で亡くなられた方が、死亡の当時、その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類（消除者を含む世帯全員の住民票や戸籍の附票の写しなど）

## 9

## （著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚について） 平成22年7月1日（改正政令施行日）以後に認定の申請をしないまま指定疾病が原因で亡くなられた方（未申請死亡者）のご遺族による請求

### 未申請死亡者についての特別遺族弔慰金・特別葬祭料

日本国内においてアスベストを吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺・著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかり、平成22年7月1日（改正政令施行日）以後に、認定の申請をしないままその疾病が原因で亡くなられた方のご遺族は、「特別遺族弔慰金」と「特別葬祭料」の請求をすることができます。

請求できる期間は、指定疾病が原因で亡くなられてから15年です。

※＜特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求・支給の流れ＞をご覧ください。

#### ＜必要な書類＞

- 特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求書（未申請死亡者用）
- 亡くなられた方の死亡の事実、死亡年月日、指定疾病により死亡したことを証明する書類（死亡診断書の写しなど）
- 石綿のばく露に関する申告書及び石綿ばく露が確認できる資料
- 指定疾病にかかっていたことを証明できる資料（医師の診断書、胸部単純エックス線画像、胸部CT画像など）
- 請求される方と亡くなられた方の身分関係を証明する戸籍謄本または戸籍抄本など
- 請求される方と指定疾病で亡くなられた方が、死亡の当時、その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類（消除者を含む世帯全員の住民票や戸籍の附票の写しなど）

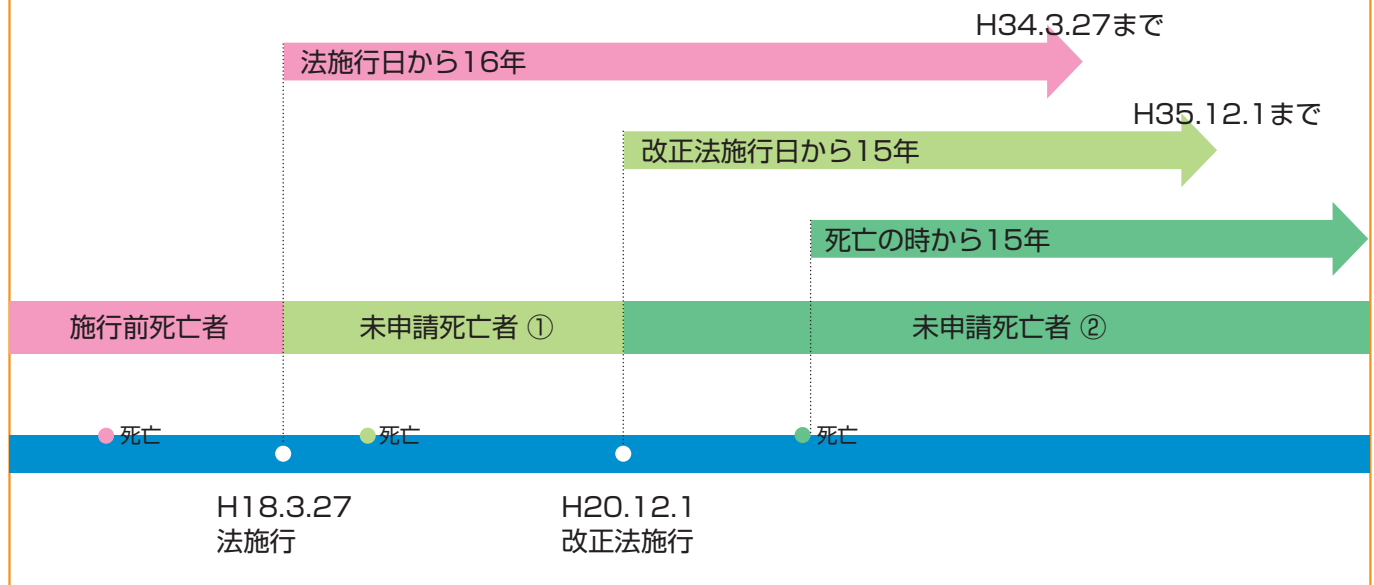
## 指定疾病が原因で亡くなられたご遺族からの請求に関する注意点

### 施行前死亡者・未申請死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期限について

特別遺族弔慰金等の請求を行う際、申請する疾病によって下表のように請求期限が異なりますのでご注意ください。

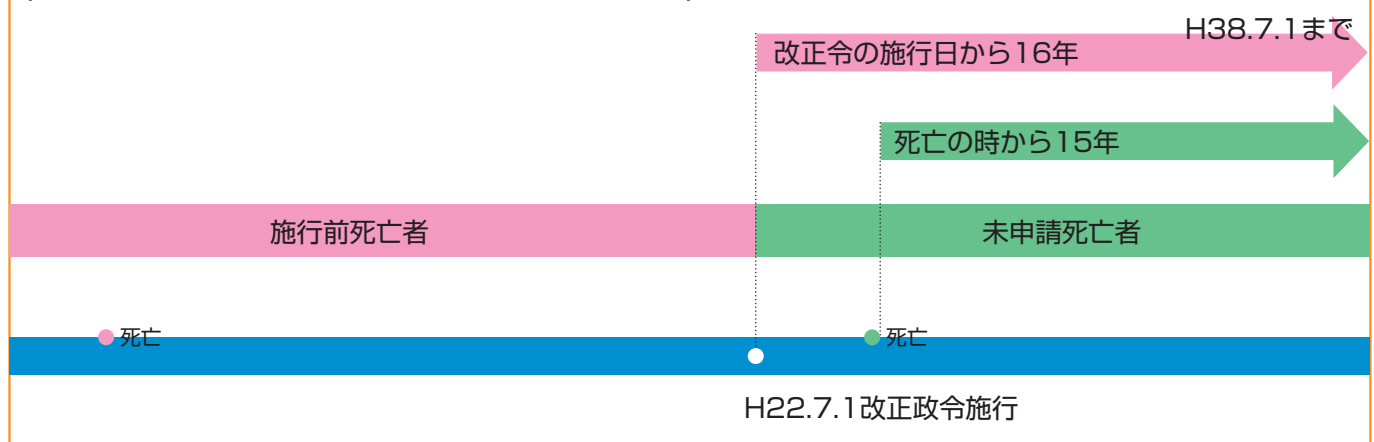
#### 特別遺族弔慰金等の請求期限 ①中皮腫・肺がん

〔施行前死亡者の場合：平成34年3月27日  
未申請死亡者の場合：死亡した翌日から15年以内。ただし、平成18年3月27日～平成20年11月30日までに死亡した方の遺族の場合は、平成35年12月1日まで。〕



#### 特別遺族弔慰金等の請求期限 ②著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺・びまん性胸膜肥厚

〔施行前死亡者の場合：平成38年7月1日  
未申請死亡者の場合：死亡した翌日から15年以内。〕



申請書類などの様式は、こちらの窓口または機構ホームページから入手いただけます。  
書類の受付、こちらの窓口または郵送でお受けいたします。

## 独立行政法人 環境再生保全機構 (ERCA)

<http://www.erca.go.jp>

 フリーダイヤル **0120-389-931** Eメール [asbestos@erca.go.jp](mailto:asbestos@erca.go.jp)  
(受付時間 平日 9:30～17:30)

### ●本部

〒212-8554  
川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー9階  
TEL : 044-520-9508(代)

### ●大阪支部

〒530-0002  
大阪市北区曽根崎新地1-1-49 梅田滋賀ビル4階 TEL : 06-6342-0335(代)

## 環境省 地方環境事務所 <http://www.env.go.jp/region/>

### ●北海道地方環境事務所

〒060-0808  
札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎  
TEL : 011-299-1952

### ●東北地方環境事務所

〒980-0014  
仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6階  
TEL : 022-722-2867

### ●関東地方環境事務所

〒330-6018  
さいたま市中央区新都心11-2  
明治安田生命さいたま新都心ビル18階  
TEL : 048-600-0815

#### 新潟事務所

〒950-0078  
新潟市中央区万代島5-1 新潟万代島ビル15階  
TEL : 025-249-7575

### ●中部地方環境事務所

〒460-0001  
名古屋市中区三の丸2-5-2  
中部経済産業局総合庁舎1階  
TEL : 052-955-2134

### ●近畿地方環境事務所

〒540-6591  
大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル8階  
TEL : 06-4792-0703

### ●中国四国地方環境事務所

〒700-0984  
岡山市北区桑田町18-28  
明治安田生命岡山桑田町ビル1階  
TEL : 086-223-1581

#### 高松事務所

〒760-0023  
高松市寿町2-1-1 高松第一生命ビル新館6階  
TEL : 087-811-7240

#### 広島事務所

〒730-0012  
広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎3号館1階  
TEL : 082-511-0006

### ●九州地方環境事務所

〒862-0913  
熊本市尾ノ上1-6-22  
TEL : 096-214-0332

#### 福岡事務所

〒812-0013  
福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎1階  
TEL : 092-437-8851

